

木造住宅の耐震診断費・耐震改修費を補助します。

市民の安全な生活環境の実現や居住環境の向上を目的に、石狩市耐震改修促進計画で想定される石狩地震から建築物による被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震改修等に係る費用の一部を補助いたします。

対象となる 木造住宅

昭和56年以前に建築された木造（在来軸組工法）の一戸建て住宅（店舗併用住宅も含む）※階数が2以下で地階を有しないもの

補助内容

○耐震診断費 限度額 8万9千円（補助率2/3）

○耐震改修等費 限度額 50万円（補助率23%）

耐震改修等費（除却工事を含む）は耐震診断において上部構造評点が1.0未満のもの
いずれの補助金も耐震診断については耐震診断技術者が行うもの

対象者

対象となる木造住宅の所有者であり、かつ、居住者

※市税の滞納がないこと

必要書類

裏面参照

受付期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

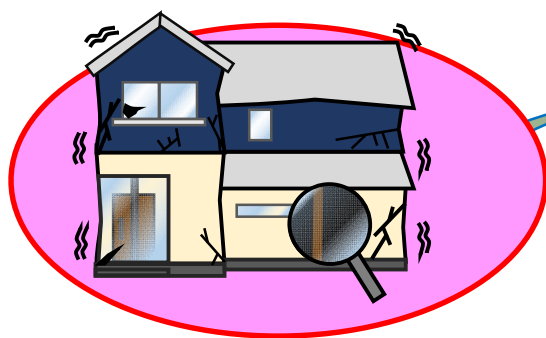
完了報告

耐震診断：交付決定日から60日以内

耐震改修等：令和8年1月30日まで

※事前申込が多数の場合にはお断りする場合があります。

<適用イメージ>



【改修前】

耐震改修



【改修後】

※その他の要件、申請方法等の詳細につきましては、建築住宅課でご確認ください

【問合せ先】 石狩市建築住宅課住宅政策担当 Tel：0133-72-3141

補助金の事業スケジュールと必要書類

	時期	手続き	内容・必要添付書類
耐震診断	4月1日から 9月30日まで	交付申請書の提出	・耐震診断費補助金交付申請書(別記第1号様式) ・申請者の住民票 ・耐震診断費用の見積書の写し ・建物所有者を明らかにする書類(登記時証明書 他) ・建築年次を明らかにする書類(建築確認済書 他) ・案内図、配置図、平面図等で現況の状況を確認できるもの ・支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票 ・その他市長が必要と認める書類
		事業の実施	申請内容に変更がある場合は変更申請が必要な場合があります。
	交付決定日 より60日 以内	完了報告書の提出	・耐震診断完了報告書(別記第3号様式) ・耐震診断報告書の写し ・領収書の写し ・その他その他市長が必要と認める書類
		請求書の提出	・請求書 ・その他その他市長が必要と認める書類
		補助金の支払い	
耐震改修	4月1日から 9月30日まで	交付申請書の提出	・石狩市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書(別記第1号様式) ・申請者の住民票 ・耐震改修等費用の見積書の写し ・建物所有者を明らかにする書類(登記時証明書 他) ・建築年次を明らかにする書類(建築確認済書 他) ・耐震診断報告書の写し ・耐震改修等計画書 ・建築確認申請が必要な工事の場合は確認済証の写し ・案内図、配置図、平面図等で耐震改修等の内容が確認できるもの ・耐震改修後の想定耐震診断報告書の写し(耐震改修工事を行う場合) ・誓約書(別記第1号の2様式) ・その他市長が必要と認める書類
		事業の実施	申請内容に変更がある場合は変更申請が必要な場合があります。
	1月末まで	完了報告書の提出	・石狩市木造住宅耐震改修等完了報告書(別記第6号様式) ・工事請負契約書の写し ・領収書の写し ・工事の写真 ・建築士等の証明書(耐震改修工事を行う場合) ・耐震改修後の耐震診断報告書の写し(耐震改修工事を行う場合) ・完了検査申請が必要な工事の場合は検査済証の写し ・建物滅失証明書(除却工事を行う場合) ・廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票A票の写し(除却工事を行う場合) ・その他その他市長が必要と認める書類
	1月末まで	請求書の提出	・請求書(別記第8号様式) ・その他その他市長が必要と認める書類
	2月末	補助金の支払い	